

# 女性部

私達、青色申告会の女性部は、毎月一度、皆様に集まっていただき、色々とお話をして、部のコミニケーションを取っている部会です。

- 一、健康について
- 一、旅行について
- 一、研修について
- 一、意見、要望その他
- 一、御自分の周りに出来た出来事など

盛り沢山の楽しい一時です。又、税務署長さんの講話を初め、各部の担当の方々のお話も毎日色々と説明して下さいます。

これからも楽しい女性部にして行きたいと思えます。

青色申告会の女性の皆様、私達の部会にどうぞ、一度、お遊びにお出かけ下さい。

毎月第二金曜日の二時からで

す。  
御時間の許す方は、お一人での参加もできますので、お待ちしております。

女性部 (川名)



## 2009 税務カレンダー

### 7月の税務

- 1 所得税の予定納税額の納付 (第1期分)  
納期限… 7月31日
  - 2 所得税の予定納税額の減額申請  
申請期限… 7月15日
  - 3 固定資産税 (都市計画税) の第2期分の納付  
納期限… 7月中において市町村の条例で定める日
  - 4 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限… 7月10日  
(6か月ごとの納付の特例の適用を受けている場合は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
  - 5 5月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>  
申告期限… 7月31日
  - 6 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>  
申告期限… 7月31日
  - 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>  
申告期限… 7月31日
  - 8 11月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> …半期分  
申告期限… 7月31日
  - 9 消費税の年税額が400万円超の2月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>  
申告期限… 7月31日
  - 10 消費税の年税額が4,800万円超の4月, 5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 (3月決算法人は2カ月分) <消費税・地方消費税>  
申告期限… 7月31日
- ※ 税理士法施行58周年  
昭和26年6月15日公布  
昭和26年7月15日施行